

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月22日

【会社名】 株式会社エイチ・アイ・エス

【英訳名】 H.I.S. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 社長執行役員
グループ最高経営責任者 澤田 秀雄

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

【電話番号】 050(1746)4188

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 最高財務責任者 矢田 素史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号(神谷町トラストタワー)

【電話番号】 050(1746)4188

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 最高財務責任者 矢田 素史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
株式 2,500,095,500円(予定)
第7回新株予約権証券 54,053,960円(予定)
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
4,666,829,160円(予定)

(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年11月2日に提出した有価証券届出書のうち、第2回第三者割当に係る払込金額等が決定されましたので、「第一部 証券情報 第1 募集要項」におけるこれらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

[株式及び新株予約権発行プログラムの内容等]

(3) 本プログラムによる資金調達を選択した理由

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(4) 割り当てようとする株式及び新株予約権の数

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本件株式

本件新株予約権

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

5 第三者割当後の大株主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
21,501,144,936	55,000,000	21,446,144,936

(注) 1 当社は、本有価証券届出書提出日において、第3回第三者割当により発行される本株式及び本新株予約権の他、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」で詳述する第1回第三者割当及び第2回第三者割当により発行される株式及び新株予約権（以下、本株式と当該株式をあわせて、個別に又は総称して「本件株式」といい、本新株予約権と当該新株予約権をあわせて、個別に又は総称して「本件新株予約権」といいま

す。）の発行に関する本プログラムについても決議しており、上記の金額は、本株式及び本新株予約権に係る払込金額に加え、これらの株式及び新株予約権の発行に伴う発行金額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、割当ごとの内訳は以下のとおりとなります。なお、本件新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少します。

第1回第三者割当により発行される本件株式に係る払込金額の総額 2,500,195,200円

第2回第三者割当により発行される本件株式に係る払込金額の総額 2,500,195,200円

第3回第三者割当により発行される本件株式に係る払込金額の総額 2,500,195,200円

第1回第三者割当により発行される本件新株予約権に係る払込金額の総額 56,083,212円

第2回第三者割当により発行される本件新株予約権に係る払込金額の総額 56,083,212円

第3回第三者割当により発行される本件新株予約権に係る払込金額の総額 56,083,212円

第1回第三者割当により発行される本件新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 4,610,769,900円

第2回第三者割当により発行される本件新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 4,610,769,900円

第3回第三者割当により発行される本件新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 4,610,769,900円

2 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計額であります。

3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4 上記払込金額の総額のうち、第2回第三者割当及び第3回第三者割当に係るものは、本件株式の払込金額が、本有価証券届出書提出日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額（円未満切上げ）であると仮定し、本件新株予約権の払込金額が、第1回新株予約権第三者割当と同じであると仮定し、本件新株予約権の行使価額が、第1回第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日の東証終値の110%に相当する金額であると仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、各本件株式及び本件新株予約権の発行条件を決定する取締役会決議において、それぞれ、本件株式の払込金額は、当該決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額（円未満切上げ）、本件新株予約権の払込金額は、第三者評価機関が算定した本新株予約権の評価額、本件新株予約権の行使価額は、当該決議日の直前取引日の東証終値の110%相当額として確定いたします。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
21,500,897,632	55,000,000	21,445,897,632

(注) 1 当社は、2021年11月2日において、第3回第三者割当により発行される本株式及び本新株予約権の他、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」で詳述する第1回第三者割当及び第2回第三者割当により発行される株式及び新株予約権(以下、本株式と当該株式をあわせて、個別に又は総称して「本件株式」といい、本新株予約権と当該新株予約権をあわせて、個別に又は総称して「本件新株予約権」といいます。)の発行に関する本プログラムについても決議しており、上記の金額は、本株式及び本新株予約権に係る払込金額に加え、これらの株式及び新株予約権の発行に伴う発行金額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、割当ごとの内訳は以下のとおりとなります。なお、本件新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少します。

第1回第三者割当により発行される本件株式に係る払込金額の総額 2,500,195,200円

第2回第三者割当により発行される本件株式に係る払込金額の総額 2,500,095,500円

第3回第三者割当により発行される本件株式に係る払込金額の総額 2,500,095,500円

第1回第三者割当により発行される本件新株予約権に係る払込金額の総額 56,083,212円

第2回第三者割当により発行される本件新株予約権に係る払込金額の総額 54,053,960円

第3回第三者割当により発行される本件新株予約権に係る払込金額の総額 54,053,960円

第1回第三者割当により発行される本件新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 4,610,769,900円

第2回第三者割当により発行される本件新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 4,612,775,200円

第3回第三者割当により発行される本件新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 4,612,775,200円

2 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計額であります。

3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4 上記払込金額の総額のうち、第3回第三者割当に係るものは、本件株式の払込金額が、本有価証券届出書の訂正届出書提出日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(円未満切上げ)であると仮定し、本件新株予約権の払込金額が、第2回新株予約権第三者割当と同じであると仮定し、本件新株予約権の行使価額が、第2回第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日の東証終値の110%に相当する金額であると仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、本件株式及び本件新株予約権の発行条件を決定する取締役会決議において、それぞれ、本件株式の払込金額は、当該決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(円未満切上げ)、本件新株予約権の払込金額は、第三者評価機関が算定した本新株予約権の評価額、本件新株予約権の行使価額は、当該決議日の直前取引日の東証終値の110%相当額として確定いたします。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

本プログラムにより調達する差引手取概算額21,446,144,936円の使途につきましては、 運転資金、 本社買戻しのための積立及び 社債の償還を予定しております。具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金	11,500	2021年11月～2022年4月
本社買戻しのための積立	5,000	2026年9月
社債の償還	手取金から 及び を差し引いた残額	2024年2月
合計	21,446	-

(注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理いたします。

2 上記記載は、第3回第三者割当を含む本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」をご参照ください。第3回第三者割当を含む本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額21,501,144,936円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額55,000,000円を差し引いた金額である21,446,144,936円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額21,501,144,936円は、第2回第三者割当及び第3回第三者割当に係るものは、本件株式の払込金額が、本有価証券届出書提出日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(円未満切上げ)であると仮定し、本件新株予約権の払込金額が、第1回新株予約権第三者割当と同じであると仮定し、本件新株予約権の行使価額が、第1回第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日の東証終値の110%に相当する金額であると仮定した場合の見込額です。実際には、第2回第三者割当及び第3回第三者割当の払込金額は、各本件株式及び本件新株予約権の発行条件を決定する取締役会決議において、それぞれ、本件株式の払込金額は、当該決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(円未満切上げ)、本件新株予約権の払込金額は、第三者評価機関が算定した本新株予約権の評価額、本件新株予約権の行使価額は、当該決議日の直前取引日の東証終値の110%相当額として確定され、当該払込金額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

<後略>

(訂正後)

本プログラムにより調達する差引手取概算額21,445,897,632円の用途につきましては、 運転資金、 本社買戻しのための積立及び 社債の償還を予定しております。具体的な用途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金	11,500	2021年11月～2022年4月
本社買戻しのための積立	5,000	2026年9月
社債の償還	手取金から 及び を差し引いた残額	2024年2月
合計	21,446	-

- (注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理いたします。
- 2 上記記載は、第3回第三者割当を含む本プログラム全体で調達される手取金の用途について記載しております。本プログラムの詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」をご参照ください。第3回第三者割当を含む本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額21,500,897,632円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額55,000,000円を差し引いた金額である21,445,897,632円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額21,500,897,632円は、第3回第三者割当に係るものは、本件株式の払込金額が、本有価証券届出書の訂正届出書提出日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(円未満切上げ)であると仮定し、本件新株予約権の払込金額が、第2回新株予約権第三者割当と同じであると仮定し、本件新株予約権の行使価額が、第2回第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日の東証終値の110%に相当する金額であると仮定した場合の見込額です。実際には、第3回第三者割当の払込金額は、本件株式及び本件新株予約権の発行条件を決定する取締役会決議において、それぞれ、本件株式の払込金額は、当該決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(円未満切上げ)、本件新株予約権の払込金額は、第三者評価機関が算定した本新株予約権の評価額、本件新株予約権の行使価額は、当該決議日の直前取引日の東証終値の110%相当額として確定され、当該払込金額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

[株式及び新株予約権発行プログラムの内容等]

(3) 本プログラムによる資金調達を選択した理由
(訂正前)

< 前略 >

(本スキームのデメリット)

< 中略 >

希薄化率の不確実性

本プログラムでは、発行価額の総額の用途を決定しており、発行価額及び行使価額については割当決議日の直前取引日の東証終値によって変動するため、希薄化率に不確実性があります。なお、第2回第三者割当又は第3回第三者割当の時点で、希薄化率の合計が25%を超えることとなる場合には、資金調達方法の変更を含む必要な措置を講じる予定です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(本スキームのデメリット)

< 中略 >

希薄化率の不確実性

本プログラムでは、発行価額の総額の用途を決定しており、発行価額及び行使価額については割当決議日の直前取引日の東証終値によって変動するため、希薄化率に不確実性があります。なお、第3回第三者割当の時点で、希薄化率の合計が25%を超えることとなる場合には、25%を超えないように資金調達方法の変更を含む必要な措置を講じる予定です。

< 後略 >

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(4) 割り当てようとする株式及び新株予約権の数
(訂正前)

PAX	本株式	<u>1,140,600株</u>
	本新株予約権	<u>9,222個</u> (その目的となる株式 <u>922,200株</u>)
澤田秀雄氏	本新株予約権	<u>7,992個</u> (その目的となる株式 <u>799,200株</u>)

(注) 上記株式及び新株予約権の数は、本株式の払込金額が、本有価証券届出書提出日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(円未満切上げ)であると仮定し、本新株予約権の払込金額が、第1回新株予約権第三者割当と同じであると仮定し、本新株予約権の行使価額が、第1回第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日の東証終値の110%に相当する金額であると仮定した場合の見込数です。

(訂正後)

PAX	本株式	<u>1,210,700株</u>
	本新株予約権	<u>9,793個</u> (その目的となる株式 <u>979,300株</u>)
澤田秀雄氏	本新株予約権	<u>8,487個</u> (その目的となる株式 <u>848,700株</u>)

(注) 上記株式及び新株予約権の数は、本株式の払込金額が、本有価証券届出書の訂正届出書提出日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(円未満切上げ)であると仮定し、本新株予約権の払込金額が、第2回新株予約権第三者割当と同じであると仮定し、本新株予約権の行使価額が、第2回第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日の東証終値の110%に相当する金額であると仮定した場合の見込数です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本件株式

(訂正前)

本株式の払込金額につきましては、当社株式の株価動向、株式市場動向、本プログラムにより発行される株式数等を勘案し、割当決議日の直前取引日の東証終値の90%(円未満切上げ)となる予定です。

上記の払込金額の決定にあたっては、当社は割当予定先との間で、当社の業績動向や財務状況等を検討し、当社株式の流動性や近時の株価及びそれらの形成過程の分析等をも勘案しながら、真摯に協議交渉いたしました。その結果、当社といたしましては、割当決議日の直近の株価が当該時点における当社の客観的企業価値を適正に反映しているものの、新型コロナウイルス感染症に関連する諸問題により旅行事業をはじめとする当社事業に与える影響を予測することには困難が伴い、少なくとも短期的には当社株価が大きく変動することがあり得ることといった当社の業績動向、財務状況及び株価動向等を前提とすると、払込金額の決定にあたってはかかる株価変動リスクに配慮し、当社普通株式の価値を表す客観的な値である東証終値を基準としたうえで、当該基準値から一定程度の幅を持った金額とすることに合理性があると判断いたしました。なお、第2回株式第三者割当及び第3回株式第三者割当の各割当決議日までに当社株式の株価が上昇又は下落する可能性があります。各割当決議日に参照する株価はその時点の当社の適正な価値を表していると考えており、現状の当社株価の動向等を踏まえると、特定の期間の当社株式の株価の平均値等を用いるよりも適切であると判断していることから、日本証券業協会の自主ルールである「第三者割当増資の取扱いに関する指針(平成22年4月1日)」(以下「第三者割当増資の取扱いに関する指針」といいます。)1.(1)ただし書きは適用しません。また、割当予定先は割当決議日から払込期日までの2週間以上における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本プログラムによって迅速かつ確実に資金調達を行うことの必要性等も総合的に勘案したうえで、上記の東証終値に対するディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、本プログラムにより発行する本件株式の払込金額を決定いたしました。したがって、当社は、第1回株式第三者割当乃至第3回株式第三者割当のいずれについても、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

当社は、上記払込金額の算定根拠に関し、第三者割当増資の取扱いに関する指針の遵守については、第1回株式第三者割当は準拠しており、第2回株式第三者割当及び第3回株式第三者割当はいずれも以下のとおり第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨を踏まえ一定の配慮をしていると考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。第2回株式第三者割当及び第3回株式第三者割当については、いずれも第三者割当増資の取扱いに関する指針に定める「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額」を基準として払込金額を算定いたします。この点、第2回株式第三者割当及び第3回株式第三者割当の割当決議日はそれぞれ2021年11月22日及び12月13日である一方、これらの実施は2021年11月2日に公表されます。そのため、一般的な第三者割当増資と異なり、「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額」は第三者割当増資が公表される前の価額ではありませんが、当社は、上記各割当決議日の直前取引日の東証終値は、その時点での当社の価値を反映するものとして最も適切であると考えており、発行価額をその90%に相当する金額(円未満切上げ)とすることは、第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨を踏まえ一定の配慮をした払込金額の算定根拠であると考えております。

また、本件に関し、当社監査等委員会(うち社外取締役2名)から、上記算定根拠による払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、一義的・客観的に算定されている旨、及びそのようにして決められた価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠又は配慮して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、発行手続きは適法である旨の意見をいただいております。なお、各割当決議日に決定される払込金額について、当社監査等委員会から改めて意見を取得する予定で

す。
なお、当社は、上述のとおり2021年10月29日に有価証券届出書を提出し、2021年11月1日付で当該有価証券届出書を取り下げているほか、2021年10月30日付で業績予想及び配当予想の修正を公表しております(以下「本件各公表」と総称します。)。当社の事務手続きの不備や社内連携の不足等により、このようなスケジュールになってしまったことをご詫言申し上げます。本件各公表につきましては、2021年11月1日の東証終値に反映されているものと判断しており、上記発行条件の合理性については問題ないものと考えております。

(訂正後)

本株式の払込金額につきましては、当社株式の株価動向、株式市場動向、本プログラムにより発行される株式数等を勘案し、割当決議日の直前取引日の東証終値の90%(円未満切上げ)となる予定です。

上記の払込金額の決定にあたっては、当社は割当予定先との間で、当社の業績動向や財務状況等を検討し、当社株式の流動性や近時の株価及びそれらの形成過程の分析等をも勘案しながら、真摯に協議交渉いたしました。その結果、当社といたしましては、割当決議日の直近の株価が当該時点における当社の客観的企業価値を適正に反映しているものの、新型コロナウイルス感染症に関連する諸問題により旅行事業をはじめとする当社事業に与える影響を予測することには困難が伴い、少なくとも短期的には当社株価が大きく変動することがあり得ることといった当社の業績動向、財務状況及び株価動向等を前提とすると、払込金額の決定にあたってはかかる株価変動リスクに配慮し、当社普通株式の価値を表す客観的な値である東証終値を基準としたうえで、当該基準値から一定程度の幅を持った金額とすることに合理性があると判断いたしました。なお、第3回株式第三者割当の割当決議日までに当社株式の株価が上昇又は下落する可能性があります。割当決議日に参照する株価はその時点の当社の適正な価値を表していると考えており、現状の当社株価の動向等を踏まえると、特定の期間の当社株式の株価の平均値等を用いるよりも適切であると判断していることから、日本証券業協会の自主ルールである「第三者割当増資の取扱いに関する指針(平成22年4月1日)」(以下「第三者割当増資の取扱いに関する指針」といいます。)1.(1)ただし書きは適用しません。また、割当予定先は割当決議日から払込期日までの2週間以上における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本プログラムによって迅速かつ確実に資金調達を行うことの必要性等も総合的に勘案したうえで、上記の東証終値に対するディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、本プログラムにより発行する本件株式の払込金額を決定いたしました。したがって、当社は、第1回株式第三者割当乃至第3回株式第三者割当のいずれについても、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

当社は、上記払込金額の算定根拠に関し、第三者割当増資の取扱いに関する指針の遵守については、第1回株式第三者割当は準拠しており、第2回株式第三者割当及び第3回株式第三者割当はいずれも以下のとおり第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨を踏まえ一定の配慮をしていると考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。第2回株式第三者割当及び第3回株式第三者割当については、いずれも第三者割当増資の取扱いに関する指針に定める「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額」を基準として払込金額を算定いたします。この点、第2回株式第三者割当及び第3回株式第三者割当の割当決議日はそれぞれ2021年11月22日及び12月13日である一方、これらの実施は2021年11月2日に公表されました。そのため、一般的な第三者割当増資と異なり、「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額」は第三者割当増資が公表される前の価額ではありませんが、当社は、上記各割当決議日の直前取引日の東証終値は、その時点での当社の価値を反映するものとして最も適切であると考えており、発行価額をその90%に相当する金額(円未満切上げ)とすることは、第三者割当増資の取扱いに関する指針の趣旨を踏まえ一定の配慮をした払込金額の算定根拠であると考えております。

また、本件に関し、当社監査等委員会(うち社外取締役2名)から、上記算定根拠による払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、一義的・客観的に算定されている旨、及びそのようにして決められた価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠又は配慮して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、発行手続きは適法である旨の意見をj得ております。なお、割当決議日に決定される第3回株式第三者割当に係る払込金額について、当社監査等委員会から改めて意見を取得する予定です。

なお、当社は、上述のとおり2021年10月29日に有価証券届出書を提出し、2021年11月1日付で当該有価証券届出書を取り下げているほか、2021年10月30日付で業績予想及び配当予想の修正を公表しております(以下「本件各公表」と総称します。)。その後、割当予定先や関係者と発行条件等に関する調整を経て、2021年11月2日に本プログラムについて決議を行うスケジュールになりました。当社としては、本プログラムによる資金調達が必要であり、かつ、財務基盤健全化及び投資資本確保の観点から2021年内に払込みを完了させたいという強い意向を有しております。その一方で、上記業績予想及び配当予想の修正を受けた市場が混乱することなく、かかる公表が当社株価に適切に反映されていると判断できる状態で発行条件を決定したいという意向も有しております。このような当社の意向とは別に、割当予定先は当社への提案当初から、引き受けた株式を売買する十分な時間を確保するために3回に分割して発行することが適切であるという意向を示していました。そのため、当社としては、このような当社及び割当予定先の意向をできる限り勘案しつつ、当初予定していた2021年内に払込みを完了させるという発行スケジュールに変更をきたさない、当社にとって必要な資金調達を実現可能なスケジュールを設定する必要がありました。なお、当社としては、2021年11月1日の当社株式の売買高が前営業日の約3.4倍となっており十分な取引が行われた結果株価が形成されたものと判断しており、また当社株式の取引に値幅制限が適用されるといった市場の混乱も見られなかったことから、本件各公表は当該日の東証終値に反映されているものと判断しており、上記発行条件の合理性については問題ないものと考えております。

本件新株予約権

(訂正前)

<前略>

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(本新株予約権1個につき3,258円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第1回新株予約権第三者割当により発行される本件新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の3,258円としています。また、第1回新株予約権第三者割当により発行される本件新株予約権の行使価額については、当該本件新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2021年11月1日)の東証終値2,435円を参考として、2,678.5円(10%を上乗せした価格)としています。なお、10%を上乗せしている理由につきましては、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (3)本プログラムによる資金調達を選択した理由」をご参照ください。

当社は、第1回新株予約権第三者割当により発行される本件新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額と同額であるため、本件新株予約権の払込金額は特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。なお、第2回新株予約権第三者割当及び第3回新株予約権第三者割当については、各割当決議日に赤坂国際会計から改めて価値評価を取得し、当該評価額を元に本件新株予約権の払込金額を決定する予定であるため、同様に特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価格であると考えております。また、本件新株予約権の割当予定先である澤田秀雄氏は、特別利害関係を有するものとして、同氏に対する本件新株予約権の発行に係る取締役会決議に参加しておりません。

また、当社監査等委員会(うち社外取締役2名)から、第1回新株予約権第三者割当により発行される本件新株予約権について、発行価額は、外部の第三者独立評価機関である赤坂国際会計に依頼して実施した評価結果と同額であり、その算定手法と併せ合理的であると判断される旨、及び割当予定先に特に有利な金額ではなく、その発行手続きは適法である旨の意見をいただいております。なお、第2回新株予約権第三者割当及び第3回新株予約権第三者割当については、各割当決議日に当社監査等委員会から改めて意見を取得する予定です。

なお、上述のとおり、本件各公表につきましては、2021年11月1日の東証終値に反映されているものと判断しており、上記発行条件の合理性については問題ないものと考えております。

(訂正後)

<前略>

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(本新株予約権1個につき2,957円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第2回新株予約権第三者割当により発行される本件新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の2,957円としています。また、第2回新株予約権第三者割当により発行される本件新株予約権の行使価額については、当該本件新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2021年11月19日)の東証終値2,294円を参考として、2,523.4円(10%を上乗せした価格)としています。なお、10%を上乗せしている理由につきましては、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (3)本プログラムによる資金調達を選択した理由」をご参照ください。

当社は、第2回新株予約権第三者割当により発行される本件新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額と同額であるため、本件新株予約権の払込金額は特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。なお、第3回新株予約権第三者割当については、割当決議日に赤坂国際会計から改めて価値評価を取得し、当該評価額を元に本件新株予約権の払込金額を決定する予定であるため、同様に特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価格であると考えております。また、本件新株予約権の割当予定先である澤田秀雄氏は、特別利害関係を有するものとして、同氏に対する本件新株予約権の発行に係る取締役会決議に参加しておりません。

また、当社監査等委員会(うち社外取締役2名)から、第2回新株予約権第三者割当により発行される本件新株予約権について、発行価額は、外部の第三者独立評価機関である赤坂国際会計に依頼して実施した評価結果と同額であり、その算定手法と併せ合理的であると判断される旨、及び割当予定先に特に有利な金額ではなく、その発行手続きは適法である旨の意見をいただいております。なお、第3回新株予約権第三者割当については、割当決議日に当社監査等委員会から改めて意見を取得する予定です。

なお、上述のとおり、本件各公表につきましては、2021年11月1日の東証終値に反映されているものと判断しており、上記発行条件の合理性については問題ないものと考えております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(訂正前)

上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (1) 本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムに基づき新たに発行される当社普通株式の払込金額総額は約7,500,000,000円であり、本有価証券届出書提出日の直前取引日の東証終値を前提とした場合、発行される当社普通株式の数は3,421,800株、同株式に係る議決権の数は34,218個であるため、本スキーム実施前の当社の発行済株式総数75,969,236株(2021年7月31日現在)に対する比率は4.50%、同日現在の当社の議決権総数700,471個(2021年7月31日現在)に対する比率は4.88%に相当します。また、本プログラムに基づき新たに発行される本件新株予約権の払込金額及び行使価額の総額は約14,000,000,000円であり、第1回新株予約権第三者割当と同じ条件を前提とした場合、本件新株予約権の目的となる株式数は5,164,200株であり、同株式に係る議決権の数は51,642個であるため、全ての本件新株予約権が行使された場合には、本件株式及び本件新株予約権を合わせて、2021年7月31日現在の当社の発行済株式総75,969,236株に対する比率は6.80%、同日現在の当社の議決権総数700,471個に対する比率は7.37%となり、一定の希薄化が生じます。しかしながら、本プログラムに基づく当社普通株式及び本件新株予約権の発行は、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (1) 本プログラムの内容」に記載のとおり、第1回第三者割当乃至第3回第三者割当の計3回に分けて行われ、いずれの割当も、割当決議日における取締役会の決議によって最終的な割当を決定し、払込期日も各割当決議日から2週間以上の期間を空けた日としており、その結果、各回の全ての発行が終わるまでに約2ヶ月の期間がかかります。すなわち、本件株式及び本件新株予約権の発行は、発行決議自体は全て同日に行われるものの、各割当決議日における確定を経ることを踏まえて各回の申込期間及び払込期日が設定されているものであり、また、本スキームの実施によって一度に11.30%(議決権総数に対し12.26%)の希薄化が生じるものではありません。また、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することによりコロナ禍からの回復及びその後の成長に対応し、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

(訂正後)

上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (1) 本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムに基づき新たに発行される当社普通株式の払込金額総額は約7,500,000,000円であり、第3回株式第三者割当について本有価証券届出書の訂正届出書提出日の直前取引日の東証終値を前提とした場合、発行される当社普通株式の数は3,562,000株、同株式に係る議決権の数は35,620個であるため、本スキーム実施前の当社の発行済株式総数75,969,236株(2021年7月31日現在)に対する比率は4.69%、同日現在の当社の議決権総数700,471個(2021年7月31日現在)に対する比率は5.09%に相当します。また、本プログラムに基づき新たに発行される本件新株予約権の払込金額及び行使価額の総額は約14,000,000,000円であり、第3回新株予約権第三者割当について第2回新株予約権第三者割当と同じ条件を前提とした場合、本件新株予約権の目的となる株式数は5,377,400株であり、同株式に係る議決権の数は53,774個であるため、全ての本件新株予約権が行使された場合には、2021年7月31日現在の当社の発行済株式総75,969,236株に対する比率は7.08%、同日現在の当社の議決権総数700,471個に対する比率は7.68%となり、一定の希薄化が生じます。しかしながら、本プログラムに基づく当社普通株式及び本件新株予約権の発行は、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (1) 本プログラムの内容」に記載のとおり、第1回第三者割当乃至第3回第三者割当の計3回に分けて行われ、いずれの割当も、割当決議日における取締役会の決議によって最終的な割当を決定し、払込期日も各割当決議日から2週間以上の期間を空けた日としており、その結果、各回の全ての発行が終わるまでに約2ヶ月の期間がかかります。すなわち、本件株式及び本件新株予約権の発行は、各割当決議日における確定を経ることを踏まえて各回の申込期間及び払込期日が設定されているものであり、また、本スキームの実施によって一度に11.77%(議決権総数に対し12.76%)の希薄化が生じるものではありません。また、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することによりコロナ禍からの回復及びその後の成長に対応し、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり、本有価証券届出書提出日の直前取引日の東証終値を前提とした場合、本プログラムに基づき新たに発行される当社普通株式の数は3,421,800株(議決権数34,218個)、第1回新株予約権第三者割当と同じ条件を前提とした場合、当社新株予約権51,642個の目的となる当社普通株式に係る議決権数は51,642個です。これらが全て同時に発行されたと仮定した場合の第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。ただし、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムにおいて、当社普通株式及び当社新株予約権は、第1回第三者割当から第3回第三者割当に分けて発行されるものであるため、これらが全て同時に発行されることはありません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
澤田 秀雄	東京都渋谷区	17,948	26.37	20,345	26.54
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8-12	9,763	14.34	9,763	12.74
Pacific Alliance Asia Opportunity Fund L.P.	PO Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands			6,188	8.07
有限会社秀インター	東京都渋谷区松涛一丁目7-26	3,508	5.15	3,508	4.58
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	3,294	4.84	3,294	4.30
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部) (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15- 1) (東京都中央区日本橋三丁目 11-1)	1,040	1.53	1,040	1.36
エイチ アイ エス従業員持株 会	東京都港区虎ノ門四丁目1-1	906	1.33	906	1.18
澤田 まゆみ	東京都渋谷区	900	1.32	900	1.18
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET NEW YORK NY 10286 U.S.A (東京都港区港南二丁目15- 1)	858	1.26	858	1.12
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール デイ アイエスジー エフィー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目 7-1)	828	1.22	828	1.08
行方 一正	埼玉県上尾市	805	1.18	805	1.05
計		39,856	58.55	48,442	63.19

< 中略 >

なお、本有価証券届出書提出日の直前取引日の東証終値を前提とした場合、第3回第三者割当により新たに発行される当社普通株式の数は1,140,600株(議決権数11,406個)、第1回新株予約権第三者割当と同じ条件を前提とした場合、第3回第三者割当により新たに発行される当社新株予約権17,214個の目的となる当社普通株式に係る議決権数は17,214個であり、それに基づく第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
澤田 秀雄	東京都渋谷区	17,948	26.37	18,747	26.43
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8-12	9,763	14.34	9,763	13.76
有限会社秀インター	東京都渋谷区松涛一丁目7-26	3,508	5.15	3,508	4.95
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	3,294	4.84	3,294	4.64
Pacific Alliance Asia Opportunity Fund L.P.	PO Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands			2,062	2.91
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部) (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15-1) (東京都中央区日本橋三丁目 11-1)	1,040	1.53	1,040	1.47
エイチ アイ エス従業員持株 会	東京都港区虎ノ門四丁目1-1	906	1.33	906	1.28
澤田 まゆみ	東京都渋谷区	900	1.32	900	1.27
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET NEW YORK NY 10286 U.S.A (東京都港区港南二丁目15- 1)	858	1.26	858	1.21
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール デイ アイエスジー エフィー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目 7-1)	828	1.22	828	1.17
行方 一正	埼玉県上尾市	805	1.18	805	1.14
計		39,856	58.55	42,718	60.22

<後略>

(訂正後)

上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり、第3回株式第三者割当について本有価証券届出書の訂正届出書提出日の直前取引日の東証終値を前提とした場合、本プログラムに基づき新たに発行される当社普通株式の数は3,562,000株(議決権数35,620個)、第3回新株予約権第三者割当について第2回新株予約権第三者割当と同じ条件を前提とした場合、当社新株予約権53,774個の目的となる当社普通株式に係る議決権数は53,774個です。これらが全て同時に発行されたらと仮定した場合の第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。ただし、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [株式及び新株予約権発行プログラムの内容等] (1)本プログラムの内容」に記載のとおり、本プログラムにおいて、当社普通株式及び当社新株予約権は、第1回第三者割当から第3回第三者割当に分けて発行されるものであるため、これらが全て同時に発行されることはありません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
澤田 秀雄	東京都渋谷区	17,948	26.37	20,444	26.55
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8-12	9,763	14.34	9,763	12.68
Pacific Alliance Asia Opportunity Fund L.P.	P0 Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands			6,442	8.37
有限会社秀インター	東京都渋谷区松涛一丁目7-26	3,508	5.15	3,508	4.56
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	3,294	4.84	3,294	4.28
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部) (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15- 1) (東京都中央区日本橋三丁目 11-1)	1,040	1.53	1,040	1.35
エイチ アイ エス従業員持株 会	東京都港区虎ノ門四丁目1-1	906	1.33	906	1.18
澤田 まゆみ	東京都渋谷区	900	1.32	900	1.17
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET NEW YORK NY 10286 U.S.A (東京都港区港南二丁目15- 1)	858	1.26	858	1.12
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール デイ アイエスジー エフィー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目 7-1)	828	1.22	828	1.08
行方 一正	埼玉県上尾市	805	1.18	805	1.05
計		39,856	58.55	48,795	63.36

< 中略 >

なお、本有価証券届出書の訂正届出書提出日の直前取引日の東証終値を前提とした場合、第3回第三者割当により新たに発行される当社普通株式の数は1,210,700株(議決権数12,107個)、第2回新株予約権第三者割当と同じ条件を前提とした場合、第3回第三者割当により新たに発行される当社新株予約権18,280個の目的となる当社普通株式に係る議決権数は18,280個であり、それに基づく第三者割当後の大株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
澤田 秀雄	東京都渋谷区	17,948	26.37	18,797	26.43
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8-12	9,763	14.34	9,763	13.73
有限会社秀インター	東京都渋谷区松涛一丁目7-26	3,508	5.15	3,508	4.93
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	3,294	4.84	3,294	4.63
Pacific Alliance Asia Opportunity Fund L.P.	PO Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands			2,190	3.08
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部) (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15-1) (東京都中央区日本橋三丁目 11-1)	1,040	1.53	1,040	1.46
エイチ アイ エス従業員持株 会	東京都港区虎ノ門四丁目1-1	906	1.33	906	1.28
澤田 まゆみ	東京都渋谷区	900	1.32	900	1.27
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET NEW YORK NY 10286 U.S.A (東京都港区港南二丁目15- 1)	858	1.26	858	1.21
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール デイ アイエスジー エフィー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目 7-1)	828	1.22	828	1.16
行方 一正	埼玉県上尾市	805	1.18	805	1.13
計		39,856	58.55	42,895	60.32

<後略>